

新たな障害福祉サービスに係る指定（最低）基準について（案）

[平成18年10月施行分]

I 基本的考え方

- 平成18年10月に施行する障害福祉サービス（日中活動系及び居住系）については、次の点を踏まえ指定（最低）基準を設定する。
 - ① 障害種別にかかわらず、共通の基準とする。
 - ② サービスの質の向上の観点から、サービス管理責任者の配置、虐待防止などを新たに規定。
 - ③ 利用者のニーズに応じたサービスが身近な地域で提供できるよう、複数の事業を組み合わせて実施する多機能型を新たに位置付け。
- ※ 上記の外、「重要事項の説明」「サービス提供の記録」等必要な事項について、従来の指定（最低）基準と同様に引き続き規定。

1. 人員基準

- サービス提供にかかる責任を明確化するため、事業所ごとにサービス管理責任者を配置する。
- 人員基準は、サービス提供に直接必要となる職員に限定し、事業ごとに設定する。
- 管理者は、事業所ごとに専任の者を配置する。

2. 設備基準

- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持する上で最小限のものとする。
- ※ これらにより、空き教室など既存の社会資源の効率的な活用を図る。
- ※ 現行施設については経過措置を講ずる。

3. 運営基準

① 個別支援計画の作成、評価等のプロセスの管理

- サービス管理責任者を配置し、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を通じ、サービスの内容と実施の手順に係る責任明確化する。

② 法の理念に沿ったサービスの提供

- 障害種別にかかわらずサービスを提供するという障害者自立支援法の理念を踏まえつつ、サービスの専門性の確保の観点から必要がある場合には、事業者は「主たる対象者」を定めることができる。
- その際、運営規程に定めるとともに、重要事項として事業所内に掲示等を行わなければならない。

③ 定員の取扱い

- 事業所における3ヶ月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。

④ 食事の提供

- 施設入所支援等について、利用者の希望に応じ、食事の提供を応諾義務とする。
- 日中活動サービスについて、利用者に対する事前説明及び同意を前提として、食事の提供を事業所の任意とする。

⑤ 利用者負担の範囲等

- 食費、光熱水費、日用生活品費等について、利用者から徴収できることとする。
- 居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助、共同生活介護）については、利用者負担の上限額管理を義務化し、他のサービスについては、利用者の求めに応じて実施する。

⑥ 虐待防止に対する責務

- 虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化する。

⑦ 重度の障害者に対する配慮

- 重度の障害という要因によりサービス提供を拒否することを禁止する。

⑧ 複数の事業を組み合わせる実施する場合等の取扱い

- 複数の事業を組み合わせて一体的に運営する多機能型の事業運営を新たに位置づけ、その取扱いを規定する。
- サービスを提供する場所が複数に分散している場合であっても、本体施設と一体的に運営されていると認められるときは、一つの事業所として取り扱う。

Ⅱ 各サービス個別事項

1. 生活介護

(i) 基本方針

常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である者、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上であるものに対し、事業所において、

- (1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- (2) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- (3) (1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施する。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

① 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

② 1人以上は専任かつ常勤とする

○ 利用者数が60人以下 1人以上

○ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

① 医師

② 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)

○ 施設入所支援を実施する場合 1人以上は常勤

○ 施設入所支援を実施せず、通所のみにより実施する場合 1人以上

③ 理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員 機能訓練を行うために必要な数

※ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可

※ 専ら知的障害又は精神障害を有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代えることが可

④ 生活支援員 1人以上は常勤

(従業者の員数)

① 利用者全員の日常生活上の健康管理を行うために必要な数

②～④の配置総数

前年度の実利用人員の平均障害程度区分(経過措置利用者を除く)に応じ

(ア)から(ウ)により算定した数

(ア) 平均障害程度区分4未満

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分4以上5未満

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分5以上

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を3で除した数以上

※ 新規に開設する事業所については、(ア)から(ウ)のいずれかを選択することとし、開所後3ヶ月間の平均障害程度区分により変動がある場合には、所要の手続きを行う

(iii) 設備基準

(1) 最低定員(最低基準)

20名以上

多機能型の最低利用人員(最低基準)

6名以上

(2) 訓練等に必要な設備

○ 訓練・作業室・・・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保

○ 訓練・生産活動等に必要となる器具備品

(3) 日常生活を支援するために必要な設備

○ 洗面設備 ○ 便所

○ 相談室・・・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる

○ 多目的室(デイルーム)・・・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

(1) 終了時の支援

施設入所支援を併せて利用する者については、居宅サービス等の利用により、利用者が居宅において日常生活を営むことが可能になるかどうかを定期的に評価し、可能と認められる場合は、利用者の希望等を勘案し、必要な援助を実施する。

(2) 生産活動の実施

利用者の心身の状況や意向を踏まえた生産活動の実施、その場合における工賃の支払い方法等を明確化する。

2 療養介護

(i) 基本方針

病院等への長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障害者であつて、

- (1) 障害程度区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (2) 障害程度区分5以上であり、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者に対し、医療機関において、
 - ① 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護を提供
 - ② 日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援
 - ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 医師、看護師又は別紙の要件を満たす者であつて、別紙の研修を修了した者
 - ※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。
- 1人以上は専任かつ常勤とする
 - ・ 利用者数が60人以下 1人以上
 - ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- ① 生活支援員 1人以上は常勤
- ② 医療法において病院等の配置基準として定める職種
 - (ア) 医師
 - (イ) 看護職員(看護師又は准看護師)・看護補助者
 - (ウ) その他の職種

(従業者の員数)

①の配置数

常勤換算方法により前年度の平均実利用人員(経過措置利用者を除く)の数を4で除した数以上

- ※ 上記人員配置数を満たすための計画を提出した場合、経過措置として、利用者数を6で除した数以上を認める。(施行後3年間)

②の配置数

対象者の入院医療に適した人員を配置(医療法に規定する員数以上)。

(イ)については障害者施設等入院基本料等、診療報酬における所定の入院基本料における最も厚い配置基準に該当する人員を配置。

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員(最低基準) 20名以上
- (2) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、多目的室(デイルーム)を設置

(iv) 運営基準

事業者は、サービスの提供に当たり、以下を実施。

- (1) 介護等を通じた生活の質(QOL)の維持向上への配慮
- (2) 訓練を通じた身体能力の維持・向上
- (3) 家族等への密な連絡
- (4) 家族や友人等との団らんや交流の機会が確保できるような運営への配慮

3 自立訓練(機能訓練)

(i) 基本方針

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対し、

(1) 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練

(2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援

(3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

○ 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

○ 1人以上は専任かつ常勤とする

・ 利用者数が60人以下 1人以上

・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

① 通所による訓練部門

(必要な職種)

(ア)看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師) 1人以上は常勤

(イ)理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員 1人以上

※ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合において、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可

※ 専ら視覚障害を有する者を対象として歩行訓練を行う場合には、理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可

(ウ)生活支援員 1人以上は常勤

(従業者の員数)

○ (ア)～(ウ)の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

②訪問による訓練部門

(必要な職種)

○ 訪問支援員 1人以上

(iii) 設備基準

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 最低定員(最低基準) | 20名以上 |
| 多機能型の最低利用人員(最低基準) | 6名以上 |
| (2) 訓練等に必要な設備 | |
| ○ 訓練・作業室・・・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 | |
| ○ 訓練・作業に必要な器具備品 | |
| (3) 日常生活を支援するために必要な設備 | |
| ○ 洗面設備 | ○ 便所 |
| ○ 相談室・・・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる | |
| ○ 多目的室(デイルーム)・・・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 | |

(iv) 運営基準

- サービス提供期間
18ヶ月以内を標準とする。

4 自立訓練(生活訓練)

(i) 基本方針

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、

- (1) 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援
- (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援
- (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

① 通所による訓練部門

(必要な職種)

生活支援員 1人以上は常勤

※ 健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置くことができる。

(従業者の員数)

- 配置数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

② 訪問による訓練部門

(必要な職種)

- 訪問支援員 1人以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員(最低基準) 20名以上
多機能型の最低利用人員(最低基準) 6名以上
- (2) 訓練等に必要な設備
 - 訓練・作業室・・・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保する
 - 訓練・作業に必要な器具备品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
 - 洗面設備 ○ 便所
 - 相談室・・・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - 多目的室(デイルーム)・・・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

- サービス提供期間
24ヶ月以内を標準とする。
特に長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には、
36ヶ月以内を標準とする。

5 就労移行支援

(i) 基本方針

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者(65歳未満に限る)に対し、

- (1) 事業所における作業や、企業における実習等
- (2) 適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援
- (3) (1)や(2)を通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | | |
|---------|---------|-------------------|
| ① 職業指導員 | 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 | 1人以上 | |
| ③ 就労支援員 | 1人以上は常勤 | |

(従業者の員数)

- ①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

- ③の配置数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を15で除した数以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員(最低基準) 20名以上
多機能型の最低利用人員(最低基準) 6名以上
- (2) 訓練等に必要な設備
 - 訓練・作業室・・・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保する
 - 訓練・作業に必要な器具備品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
 - 洗面設備 ○ 便所
 - 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - 多目的室(デイルーム)・・・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

- (1) サービス提供期間
24ヶ月以内を標準とする。
- (2) 工賃の支払い
 - ① 生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
 - ② 利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示する。
- (3) 職場実習
利用者が個別支援計画に沿って職場実習を実施できるよう、実習の受け入れ先を確保する。
- (4) 求職活動支援・職場開拓
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努める。
- (5) 職場定着のための支援
利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を継続しなければならない。

6 就労継続支援(雇用型)

(i) 基本方針

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時に65歳未満の者に限る)に対し、

- (1) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供
- (2) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

を目的として、必要な指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | | |
|---------|------|-------------------|
| ① 職業指導員 | 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 | 1人以上 | |

(従業者の員数)

- ①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を10で除した数以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員(最低基準) 10名以上
- 多機能型の最低利用人員(最低基準) 10名以上

(2) 就労等に必要な設備

- 作業室など事業に必要な設備
- 事業に必要な器具・備品

(3) 日常生活を支援するために必要な設備

- 洗面設備 ○ 便所
- 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
- 多目的室(デイルーム)・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

(1) 雇用契約の締結

利用者と雇用契約を締結するとともに、労働基準法等関係法規を遵守する。

(2) 障害者以外の者の雇用

事業者は、利用定員の2割に相当する数を上限として、利用定員とは別に、障害者以外の者を雇用することができる。

7 就労継続支援(非雇用型)

(i) 基本方針

- (1) 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
- (3) (1)(2)に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

のいずれかに該当する者に対し、

- ① 就労の機会や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない)
- ② 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

を目的として、必要な指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | | |
|---------|------|-------------------|
| ① 職業指導員 | 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 | 1人以上 | |

(従業者の員数)

- ①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を10で除し数以上

(iii) 設備基準

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 最低定員(最低基準) | 20名以上 |
| 多機能型の最低利用人員(最低基準) | 10名以上 |
- (2) 就労等に必要な設備
- 作業室など生産活動等に必要な設備
 - 生産活動等に必要となる器具・備品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
- 洗面設備 ○ 便所
 - 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - 多目的室(デイルーム)・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

工賃の支払いについて次のとおりとする。

- (1) 生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
- (2) 工賃支払いの目標水準を、自ら設定し、都道府県、市町村、利用者等に対し公表する。目標水準は、地域の最低賃金の1/3の額を目安とし、かつ、前年度の実績額と同額か上回らなければならない。
- (3) 毎年度の工賃の支払い実績額を、都道府県、市町村へ報告しなければならない。
- (4) 利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示しなければならない。
- (5) 事業所の平均工賃は、月額3,000円程度の水準を上回らなければならない。

8 施設入所支援

(i) 基本方針

生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施する。

※ 自立訓練、就労移行支援については、生活能力により単身での生活が困難な者、又は地域の社会資源等の状況により通所することが困難な者とする。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

日中活動に係る事業のサービス管理責任者と兼務することができる

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

○ 生活支援員 サービス提供時間帯を通じて、1以上は常勤とする

(iii) 設備基準

(1) 最低定員（最低基準） 30名以上

※ ただし入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10名以上

(2) 日常生活を支援するために必要な設備

○ 居室

- ・ 居室床面積 入所者1人当たり9.9㎡以上(収納設備等を除く)
- ・ 居室の定員 4人以下
- ・ 地階への設置は不可
- ・ 収納設備等の設置、避難口の設置、寝台設備等の設置、ブザー又はこれに代わる設備

○ 食堂

○ 浴室・・利用者の特性に応じたもの(大規模な浴室を設ける主旨ではない)

○ 洗面設備・・居室のある階ごとに設置

○ 便所・・居室のある階ごとに設置

○ 相談室・・日中活動の設備と兼用可

○ 多目的室(ダイルーム)・・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。 併せて実施する日中活動の設備と兼用が可。

○ 廊下幅・・片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上

廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする

※ 現に存する施設については、経過措置を講ずる

9. 共同生活援助

(i) 基本方針

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要なものに対し、

(1) 家事等の日常生活上の支援

(2) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整

を目的として、必要な支援等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

① 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

② 指定事業所単位で1人以上、専任

・ 利用者数が30人以下 1人以上

・ 利用者数が30人超 1人+30人を超えて30又はその端数を増すごとに1名増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

○ 世話人

(従業者の員数)

○ 配置数

・ 指定事業所単位で、常勤換算方法により、利用人員の数を10で除した数以上

※ 利用人員は、直近の4月1日を基準日として算出する平均実利用人員によることとし、6ヶ月ごとに見直す。6ヶ月以内に定員が増減した場合は、増減した時点から、次回見直しまでの間の平均実利用人員により算定。

新規に開設する事業所については、「定員×90%」を10で除した数以上とする。

(iii) 設備基準

(1) 定員

① 事業の最低定員 4人以上

② 住居1か所当たりの利用者数 2人以上10人以下

- 既存の建物を活用する場合、20人まで(10人までを1つとする生活単位を2つまで)
- 都道府県障害福祉計画により、居住サービスが不足するとされる地域において、都道府県知事が特別の必要性があるとして個別に認める場合、30人まで(10人までを1つとする生活単位を3つまで)

(2) 日常生活を支援するために必要な設備

① 居室

- 居室の定員 原則個室
- 居室床面積 入所者1人当たり7.43㎡以上(収納設備等を除く)
- 収納設備等の設置
- ※ 現に存するグループホーム等については、経過措置を設ける

② 居間又は食堂

- 一の場所とすることが可

③ 台所、洗面設備、便所等の共有部門

- 10人を上限とする生活単位ごとに区分して配置

(3) 指定事業所の範囲

適切な運営が確保されるよう、一定の地域の範囲内において事業を実施する。

① 事業所

- 連絡や往来等の点で、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲

② 世話人が行う業務

- 利用者が居住する住居について、個々の世話人が日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲

③ 夜間支援体制

- 利用者が居住する住居について、緊急時に速やかに対処できる距離や位置関係にあるなど、夜間の生活支援上支障がない範囲

(iv) 運営基準

○ 協力機関

サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援の体制を確保する。

【地域移行型ホームの特例】

(1) 定義

地域移行型ホームとは、入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地内にあり、利用者の地域生活への移行を進めるための過程として位置付けられる事業所。

※ 敷地とは、入所施設等を設置・運営する法人が所有又は借用している土地であって、入所施設等が立地しているものをいう。

(2) 運営基準

次の要件を満たす場合に限定。

- ① 利用者ごとの利用期間は、原則２年間までとする。
- ② 利用者ごとに、外部の日中活動サービス等を組み合わせて個別支援計画を定めること、運営に関し地域の関係者等を含めた協議の場を設定すること等を通じ、地域活動等への参加を確保する。
- ③ 居間、便所等の共有設備について、１０人を上限とする生活単位ごとに配置するなど、居住環境における入所施設等からの独立性を確保する。
- ④ 都道府県障害福祉計画において居住サービスが不足する地域に限定する。また、既存の建物を活用する場合に限定し、併せて入所施設等の定員を減少することとし、これらについて都道府県が個別に認める。

10. 共同生活介護

(i) 基本方針

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上であるものに対して、

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事・入浴・排せつ等の介護
- (3) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整

を目的として、必要な介護、支援等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 指定事業所単位で1人以上、専任

- ・ 利用者数が30人以下 1人以上
- ・ 利用者数が30人超 1人+30人を超えて30又はその端数を増すごとに1名増

(2) サービス提供職員

(必要な職種) ① 世話人 ② 生活支援員

(従業者の員数)

(ア) ①の配置数

指定事業所単位で、常勤換算方法により、利用人員の数を6で除した数以上

※ 利用人員は、直近の4月1日を基準日として算出する平均実利用人員によることとし、6ヶ月ごとに見直す。6ヶ月以内に定員が増減した場合は、増減した時点から、次回見直しまでの間の平均実利用人員により算定。

新規に開設する事業所については、「定員×90%」を6で除した数以上とする。

(イ) ②の配置数

指定事業所単位で、常勤換算方法により、

- ① 区分3の利用者数を9で除した数
- ② 区分4の利用者数を6で除した数
- ③ 区分5の利用者数を4で除した数
- ④ 区分6の利用者数を2.5で除した数

の合計数以上とする。

※ 利用人員の取扱いは、(ア)と同じ。

なお、この算定方式により算出される人数が2割以上減少した場合には、都道府県に届け出ることにより、必要職員数を変更することが可能。

新規に開設する事業所については、事業者からの指定申請に併せて、区分ごとの利用者見込数を届出ることにより取扱う(開所後3ヶ月間の平均実利用者数が異なる場合は、変更する)。

※ 外部事業者に介護サービスを委託した場合は、当該外部サービス利用時間数について、当該事業所がサービスを実施したものとみなして差し支えない。

※ 共同生活介護と居宅介護を併せて利用する事業所については、世話人の配置基準のみを適用する。

(iii) 設備基準

(1) 定員

① 事業の最低定員 4人以上

② 住居1か所当たりの利用者数 2人以上10人以下

○ 既存の建物を活用する場合、20人まで(10人までを1つとする生活単位を2つまで)

○ 都道府県障害福祉計画により、居住サービスが不足するとされる地域において、都道府県知事が特別の必要性があるとして個別に認める場合、30人まで(10人までを1つとする生活単位を3つまで)

(2) 日常生活を支援するために必要な設備

① 居室

○ 居室の定員 原則個室

○ 居室床面積 入所者1人当たり7.43㎡以上(収納設備等を除く)

○ 収納設備等の設置

※ 現に存するグループホーム等については、経過措置を設ける

② 居間又は食堂

○ 同一の場所とすることが可

③ 台所、洗面設備、便所等の共有部門

○ 10人を上限とする生活単位ごとに区分して配置

④ 利用者への配慮

居住者の心身の状況に配慮された適切な住環境となっていること

(3) 指定事業所の範囲

適切な運営が確保されるよう、一定の地域の範囲内において事業を実施する。

① 事業所

○ 連絡や往来等の点で、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲

② 世話人が行う業務

- 利用者が居住する住居について、個々の世話人が日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲

③ 夜間支援体制

- 利用者が居住する住居について、緊急時に速やかに対処できる距離や位置関係にあるなど、夜間の生活支援上支障がない範囲

(iv) 運営基準

(1) 外部サービスの利用

介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。この場合、あらかじめ利用者に説明し、同意を得る等の措置を講ずる。

なお、行動援護の対象となる利用者が、通常行われる外出とは別に移動を行う場合には、共同生活介護とは別に行動援護を利用することができる。

(2) 協力機関

サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援の体制を確保する。

【地域移行型ホームの特例】

※ 地域移行型ホームの特例については、共同生活援助と同様。

サービス管理責任者について

① 基本的な考え方

サービス管理責任者は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知識と技術が必要であることから、実務経験（５年）とサービス管理責任者研修の修了を要件とする。

② サービス管理責任者研修について

サービス管理責任者研修は、実務経験（５年）と障害者ケアマネジメント従事者研修を修了していることを要件とする。

ただし、以下の経過措置を検討。

※平成１８年４月以前に国又は都道府県において実施されていた障害者ケアマネジメント上級研修又は指導者研修を修了している者を含める。

※身体障害者更生援護施設等において、施設支援計画などの個別支援計画の作成に従事していた経験が５年以上ある者については、障害者マネジメント従事者研修を修了したものと見なすことができる。

※サービス管理責任者研修は、障害者ケアマネジメント従事者研修を受講した後に受講することを原則とするが、経過措置期間中はこの順序に限定しない。

③ 実務経験の対象となる業務

障害者の保健、医療、福祉の分野における直接支援業務、相談支援業務、就労支援などの業務を対象とする。

事業別に見た実務経験の対象となる業務

① 生活介護、自立訓練

障害者更生施設や居宅生活支援事業等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

②療養介護

重症心身障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

③就労移行支援、就労継続支援

障害者授産施設・福祉工場等において利用者に対して就労支援・職業指導を行う業務、就労支援等に関する相談支援業務及び学校等で直接職業教育等に携わる業務

④共同生活援助、共同生活介護

障害者更生施設、グループホーム等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

⑤児童デイサービス

児童居宅生活支援事業及び障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務